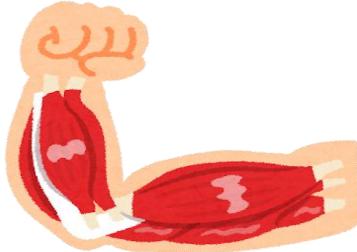


サービス利用までの流れ

1. サービスを受けたい
2. 担当ケアマネージャーに相談
3. 理学療法士がご自宅に伺い契約を致します。
※契約には予約が必要となります。
契約の際は電話または直接来院にて予約の日程を調節します。
4. 通所リハビリ来院
スケジュールの調整
5. ご利用開始



私たちが皆様をサポート
いたします！

ご利用を希望される方

当院のスタッフまで
お気軽にお問い合わせください！
ご家族の方でも大丈夫です！



お問い合わせ・申し込み

あおき整形外科
通所リハビリテーション
【事業所番号】1412608198

TEL : 042-705-3337
FAX : 042-705-3338



医療法人ひまわり会 あおき整形外科
〒252-0318
住所 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 4-48-24
相模大野メディカルヴィレッジA棟

あおき整形外科

通所リハビリテーション



健康で
イキイキと
生活するために

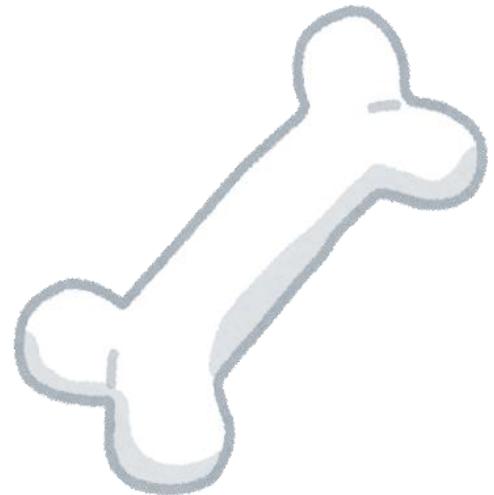
メッセージ

当院では、介護保険による通所リハビリを行っています。通所リハビリとは、ご利用者様が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることが出来るように施設に通っていただき、機能訓練や日常生活動作訓練を日帰りで行うサービスです。

また、ご家族の介助負担軽減のために、適切な介助方法や住宅環境のアドバイス、福祉用具の紹介なども行いお役に立ちたいと思っております。

住み慣れたご自宅で自分の能力を活かしながら、安心して生活していただけるよう利用者様及びご家族の思いを尊重し、一緒に考えていきます。

院長 青木 信一



このような方にお勧めします

- ・介護認定（要支援・要介護）を受けている方
- ・理学療法士・柔道整復師のリハビリを受けたい
- ・身体の機能を維持し続けたい

※基本的に当院で運動器リハビリ（医療保険）を行っていた方が
対象となります



■通所リハビリテーションのサービス内容

当院施設基準
通常規模型リハビリテーション
1時間以上2時間未満
の短期型通所リハビリ

1日の流れ
健康チェック
個別治療
有酸素運動
筋力トレーニング
健康チェック



運動

- 関節可動域運動
- 筋力増強運動
- 有酸素運動

基本動作の練習

- 寝返り
- 起き上がり
- 立ち上がり など

日常生活動作の練習

- トイレ
- 食事
- 入浴
- 更衣 など

歩行練習

- 室内歩行
- 屋外歩行 など

年 月 日

(介護予防)通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団ひまわり会 あおき整形外科
事務所の所在地	相模原市南区上鶴間本町4-48-24 メディカルヴィレッジ A 棟
事業所番号	1412608198
代表者・管理者氏名	院長 青木 信一
電話番号	042-705-3337
FAX 番号	042-705-3338
相談担当者	池田 裕
事業者の通常の 事業の実施地域	当院より20分圏内
利用定員	10名

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的

- ・介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を営むことができるよう、利用者に応じた通所リハビリテーションサービスを提供します。

運営方針

- ・事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成し計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、リハビリテーション、その他必要な付随業務を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制、職種

職員の職種	人数	常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	兼務	専従	兼務
施設長(医師)	1		1		
理学療法士	5	1	4		
柔道整復師	6		6		
事務	0				

4. サービス提供日及びサービス提供時間

サービス 提供日	月・火・木・金・土曜日 ただし、12月29日から1月3日まで及び日曜・祝祭日、当院の定める休診日を除く。	
サービス 提供時間	<u>月・火・木・金曜日</u> ① 9時00分から10時30分 ② 9時45分から11時15分 ③ 10時45分から12時15分 ④ 15時00分から16時30分 ⑤ 16時00分から17時30分 ⑥ 17時00分から18時30分	<u>土曜日</u> ① 9時00分から10時30分 ② 9時45分から11時15分 ③ 10時45分から12時15分 ④ 11時45分から13時15分

5. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
リハビリテーション計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。	
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、器械・器具等を使用した訓練を行います。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く)
- 2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- 4 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険給付対象サービス)について

利用料金表に別途記載しています。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所リハビリテーション計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所リハビリテーション計画の見直しを行ないます。

(4)利用料金の支払い方法

原則、口座引き落としとなります（現金でのお支払いをご希望の方はお申し出下さい）。毎月月末締めとして、翌月初回来院時に当月分の料金を請求いたします。その翌月の 20 日（日祝の場合、翌営業日）に指定口座より引き落としさせていただきます。但し、初月のみ直接受付にお支払いください。引き落としまたはお支払い後、領収書をお渡しますので必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

6. サービス提供にあたって

- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。また、介護保険被保険者証に記載された内容に変更などがあった場合は速やかに当事者にお知らせください。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 20 日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族の方などが、当院や当院のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用をお断りする場合がございます。
- ・利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の9時までにご連絡ください。連絡なくサービスを中止した場合利用者負担金の 100%相当額のキャンセル料を負担していただく場合があります。但し、利用者の容体の急変など、緊急のやむ得ない事情がある場合はその限りではありません。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・サービス中に必要となるもの（オムツや服用中の薬など）は基本的にご持参頂くようお願いいたします。

7. 相談・苦情申し立て窓口

① あおき整形外科 リハビリテーション室

TEL 042-705-3337（通所リハビリテーション）

リハビリテーション室 担当 池田 裕

② 神奈川県国民健康保険団体連合会介護苦情相談課

TEL 045-329-3447 FAX 0570-033-110

③ 相模原市高齢政策課

TEL 042-707-7046 FAX 042-752-5616

8. 高齢者虐待防止の推進

事業者は利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。（担当：介護部門責任者 池田 裕）

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業者は、業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、期間中及び契約終了後、第三者に口外致しません。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとさせて頂きます。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変などが生じた場合やその他必要な場合は、速やかに当院医師へ連絡を行い、その他必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する緊急連絡先(ご家族等)に連絡いたします。

緊急連絡先

氏名 (続柄:)

住所

電話番号

当院以外の主治医

病院名

科名

主治医名

電話番号

10. 事故発生時・非常災害対策時の対応方法

- (1)利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生したが場合、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火・通報及び非難の訓練を年2回以上定期的に行います。

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

年　　月　　日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町4-48-24 相模大野メディカルヴィレッジ A 棟
医療法人社団ひまわり会 あおき整形外科

管理者　　氏名　　青木　信一　　印

説明者　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

利用者　住所 〒

電話番号

氏名　　印

代理人(選任した場合)
住所 〒

電話番号

氏名　　印